

和歌山市みんなでとりくむ災害対策基本条例の一部を改正する条例

和歌山市みんなでとりくむ災害対策基本条例（平成25年条例第68号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「洪水」の次に「、崖崩れ、土石流」を、「津波」の次に「、地滑り」を加え、同条第8号を次のように改める。

（8）要配慮者 高齢者、障害者、難病患者、外国人、乳幼児、妊婦、旅行者その他の特に配慮を要する者をいいます。

第2条中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

（9）災害時要援護者 市内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいいます。

第10条の見出しを「（要配慮者等の援護）」に改め、同条第1項中「災害時要援護者」を「共助の理念にのっとり、要配慮者」に改め、同条第2項中「事前に登録を申し出た」を削る。

第17条に次の1項を加える。

4 議員は、災害が発生したときは、被害の状況に関する情報、避難所における生活環境に関する情報等を収集し、市又は関係機関に提供するよう努めなければならない。

第28条の見出しを「（避難場所等の開設等）」に改め、同条第3項中「避難場所」を「避難所」に改める。

第29条中「講ずるよう努めなければならない」を「講じなければならない」に改める。

第30条の見出しを「（要配慮者等への支援）」に改め、同条第1項中「災害時要援護者」を「要配慮者」に改める。

第32条中「第30条」を「第13条第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（検討）

2 この条例の施行後必要に応じ、この条例による改正後の和歌山市みんなでとりくむ災害対策基本条例（以下この項において「新条例」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、新条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。